

## 立教学院健康保険組合理事及び理事長選挙執行規程

(趣旨)

第1条 理事及び理事長の選挙の執行に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(昭和39年4月1日)

(理事の選挙日)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選の確定後、直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後10日以内に行うことができる。

(昭和39年4月1日)

(選挙の公示等)

第3条 理事会は、選挙の期日前に投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公示するとともに、互選又は選定された議員にその旨を通知しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(選挙長等)

第4条 選挙長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 理事長に故障があるときは、規約第33条の規定により理事長の職務を行う者をもってこれに充てる。
- 3 選挙長は、選定議員及び互選議員のうちから本人の承諾を得てそれぞれ1人以上の選挙立会人を指名しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(投票)

第5条 選挙人は、選挙の当日自ら選挙会場に行き、選挙長の交付した所定の投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載して投票箱に入れなければならない。

- 2 選挙人は、やむを得ない事由によって、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票をすることができない場合、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人1人の氏名を記載してこれを投票用封筒に入れて封印し、その裏面に署名し、かつ、投票在中の旨を明記して開票する時刻までに到着するように選挙長に送付しなければならない。

(投票の点検)

第6条 投票が終わったときは、選挙長は、直ちに選挙立会人とともに、投票を点検しなければならない。

(昭和39年4月1日)

(開票の場合の投票の効力の決定)

第7条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当たっては、第8条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(昭和39年4月1日)

(無効投票)

第8条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 現に理事の職にある者の氏名を記載したもの
- (3) 互選人でない者の氏名を記載したもの
- (4) 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (5) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職場における地位、住居又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (6) 開票時刻以後における投票又は投票の到達したもの
- (7) 被選挙人の氏名を自書しないもの
- (8) 被選挙人の何人を記載したかを確認しがたいもの

(昭和39年4月1日)

(当選人)

第9条 規約第24条の規定により当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

(昭和39年4月1日)

(選挙録の作成)

第10条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、選挙立会人とともに封印をし、選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載して理事長に送致しなければならない。

(当選人の告知)

第11条 当選人が決まったときは、理事長は、直ちにその旨を告知しなければならない。

2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(昭和39年4月1日)

第12条 当選すべき理事の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。

(昭和39年4月1日)

第13条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後に被選挙権がなくなったとき、又は死亡者であったときは、得票者で当選人とならなかつたもののうちから順次繰上げて当選人を定めなければならない。

(昭和39年4月1日)

第14条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、理事会は、当該選挙人に選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わせなければならない。

2 理事の定数の増加の場合、理事会は、選挙期日を定めて、増員選挙を行わせなければならない。

(昭和39年4月1日)

(理事長の選挙)

第15条 理事の当選人が確定したときは、直ちに理事長の選挙を行う。

2 前項の選挙の選挙長は、理事のうちから理事が選挙する。

3 第3条から前条までの規程は、第4条第1項及び第2項の規定を除き理事長の選挙の場合にこれを準用する。

(昭和39年4月1日)

(準用規程)

第16条 本規程に定めのないものは、組合会議員選挙執行規程を準用する。

(昭和39年4月1日)

附則

附則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

